

平成 19 年愛南町内規愛企第 1 号

愛南町建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領を次のように定める。

平成 19 年 10 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日愛南町内規愛企第 1 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日愛南町内規愛企第 1 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日愛南町内規愛企第 1 号

愛南町建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、愛南町が発注する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事(以下「工事」という。)について、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札(以下「簡易型総合評価競争入札」という。)を試行的に行うため、その事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「簡易型総合評価落札方式」とは、次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が、町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この要領において「簡易型総合評価落札方式(施工計画型)」とは、前項に定める簡易型総合評価落札方式のうち、価格のほか、簡易な施工計画を含む技術提案や同種工事の施工実績等技術的要素を総合的に評価する方式をいう。

3 この要領において「簡易型総合評価落札方式(実績確認型)」とは、前項において評価する条件のうち、簡易な施工計画を含む技術提案以外の条件をもって評価する方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)は、設計金額 100,000,000 円以上の工事のうち、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定することが適当と認められる工事において実施する。

2 簡易型総合評価落札方式(実績確認型)は、設計金額 30,000,000 円以上の工事のうち、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定することが適当と認められる工事において実施する。

3 第 1 項及び前項に掲げるもののほか、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定することが適当と認められる工事において実施する。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第 4 条 簡易型総合評価競争入札を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、四国地方整備局総合評価地域小委員会(愛媛県)委員、愛媛県建設工事総合評価審査委員又は特定非営利活動法人愛媛県建設技術支援センター技術評価委員(以下「委員」という。)のうち、2 人以上の意見を聴かなければならない。

(1) 簡易型総合評価競争入札を実施することの適否に関すること。

(2) 当該入札の評価項目、簡易型総合評価の方法、落札者の決定方法その他落札者を決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)の適否に関すること。

- (3) 前号の落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要性に関すること。
- (4) 落札者の決定の適否に関すること。
- 2 前項2号に係る意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、落札者の決定の適否に関して、あらかじめ、委員2人以上の意見を聴かなければならない。
- 3 委員からの意見聴取等に関する事務については、企画財政課において処理する。
(評価項目等)
- 第5条 簡易型総合評価落札方式における評価項目等は、簡易型総合評価落札方(施工計画型)においては、別表1を標準として、また簡易型総合評価落札方式(実績確認型)においては、別表2を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応じて評価項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。
(簡易型総合評価の方法)
- 第6条 この要領における簡易型総合評価は、次の算式により導き出された数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数点以下第5位を切り捨てる。
- $$\text{評価値} = \{ \text{基礎点}(100 \text{ 点}) + \text{加算点} \} / \text{入札価格}(\text{単位: 億円})$$
- 2 前項の基礎点については、評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合に100点を与える。
- 3 第1項に規定する各入札参加者ごとの加算点については、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は小数点以下第5位を切り捨てる。
- (1) 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)の場合
- $$\text{加算点} = (\text{入札参加者の施工計画の得点合計} / \text{施工計画の配点合計}) \times 10 \text{ 点} + (\text{入札参加者の施工計画以外の各評価項目の得点合計} / \text{施工計画以外の各評価項目の配点合計}) \times 10 \text{ 点}$$
- (2) 簡易型総合評価落札方式(実績確認型)の場合
- $$\text{加算点} = (\text{入札参加者の各評価項目の得点合計} / \text{各評価項目の配点合計}) \times 10 \text{ 点}$$
- (入札を行うに当たり周知する事項等)
- 第7条 簡易型総合評価競争入札を実施する場合は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項をあらかじめ周知しなければならない。
- (1) 簡易型総合評価競争入札を実施する旨
- (2) 当該簡易型総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 次条に定める簡易型総合評価落札方式に係る資料(以下「総合評価に係る資料」という。)の提出を求める旨、その提出期日等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(総合評価に係る資料の提出等)
- 第8条 入札参加者は、総合評価に係る資料として、前条第3号に規定する提出期日までに、簡易型総合評価落札方式(施工計画型)にあつては、別添様式第1号から様式第7号までにより、簡易型総合評価落札方式(実績確認型)にあつては、別添様式第4号から様式第7号までにより提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しないものとする。
- 2 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち低価格入札者となった者は、愛南町低入札価格調査制度実施要領(平成19年愛南町告示第27号)第8条に定める資料を提出しなければならない。

- 3 総合評価に係る資料を入札時に提出しない者の行った入札は、無効とする。
- 4 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差し替えは認めない。
- 5 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。
- 6 提出された総合評価に係る資料の内容が虚偽であることが明らかとなった場合は、愛南町建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成 19 年愛南町告示第 29 号)の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。
(落札者の決定方法)

第 9 条 簡易型総合評価競争入札の落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、評価値の最も高い者とする。

- 2 評価値の最も高い者のした入札価格が調査基準価格を下回った入札において、低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又は評価値の最も高い者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- 3 評価値の最も高い者が 2 者以上いる場合は、当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(適切な履行の確保)

第 10 条 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。

(評価結果の公表)

第 11 条 簡易型総合評価競争入札を実施したときは、愛南町が発注する建設工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領(平成 17 年愛南町告示第 36 条)第 3 条に規定する指名競争入札結果調書(様式第 4 号)により、入札参加者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表の評価項目を標準として、入札ごとに定めた評価項目により、当該方式で入札を行った理由及び評価基準を公表するものとする。

(苦情申立て処理)

第 12 条 工事を落札できなかったことに関する苦情の申立てがあったときは、申立者に対し適切にその理由を説明することとし、更に苦情のある者に対しては、愛南町入札監視委員会による審議の結果を踏まえて回答することとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この内規は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第5条関係)

1 評価項目等(施工計画型)

(1) 施工計画について

					/90
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、工夫が見られる。	21 ～ 30	/30
			施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、やや工夫が見られる。	11 ～ 20	
			施工上の配慮について工事の条件等を踏まえており適切である。	0 ～ 10	
選択	工程管理に係る技術的所見	工事の実施手順及び工期設定の妥当性	工事の実施手順が適切で、工期が大幅に短縮される。	21 ～ 30	/30
			工事の実施手順が適切で、工期がやや短縮される。	11 ～ 20	
			工事の実施手順が適切で、各工種の期間設定が適切である。	0 ～ 10	
選択	品質管理に係る技術的所見	コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	21 ～ 30	/30
			品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる。	11 ～ 20	
			品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切である。	0 ～ 10	

(2) 企業の施工能力について

					/50
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	同種・類似工事の施工実績	過去15年間の同種・類似工事の施工実績(工事内容に応じて設定)	同種工事の実績あり	10	/10
			類似工事の実績あり	5	
			上記以外	0	
選	工事成績	過去2年間の工事	80点以上(他の模範となる優秀な工事)	20	/20

択	評定点	成績評定平均点	75～80 点未満(品質等に良好な工夫、取り組みが見られる工事)	15		
			70～75 点未満(品質等に通常の工夫、取り組みが見られる工事)	10		
			65～70 点未満(最低限の品質等が確保されている工事)	5		
			65 点未満	0		
選択	優良工事表彰歴(過去5箇年)	優良工事の表彰履歴	2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	10	/10	
			知事表彰、または四国地方整備局長表彰あり	5		
			なし	0		
選択	ISO マネジメントシステムの取組	県内事業所における ISO9000 シリーズ或いは 14000 シリーズの認証取得の有無	ISO9000 シリーズ及び 14000 シリーズを取得	5	/5	
			ISO9000 シリーズ又は 14000 シリーズを取得	3		
			どちらも取得していない	0		
選択	設備等施工体制	(鋼橋・PC 橋・水門樋門工事で工場製作を伴う場合)製作工場の有無	県内にあり	5	/5	
			県内になし	0		
			(作業船を用いる海上工事の場合)所有する作業船の有無	当該工事に要する能力以上の作業船を所有		5
			上記以外	0		

※ 「同種・類似工事の施工実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は入札参加資格とは別に、総合評価においては施工実績に含まない。

(3) 配置予定技術者について

					/25
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	同種・類似工事の従事経験	過去 15 年間の主任(監理)技術者等としての同種・類似工事の従事経験(工事の内容に応じて設定)	同種工事の従事経験あり	10	/10
			類似工事の従事経験あり	5	
			従事経験なし	0	
選択	主任(監理)技術者等の保有する資格	保有する資格の有無	技術士、または一級土木施工管理技士	5	/5
			二級土木施工管理技士	3	
			上記以外	0	

選択	継続学習 (CPDS)の 取り組み	CPDS の取得単位数	50 ユニット以上	5	/5
			40 ユニット以上 50 ユニット未満	4	
			30 ユニット以上 40 ユニット未満	3	
			20 ユニット以上 30 ユニット未満	2	
			10 ユニット以上 20 ユニット未満	1	
			10 ユニット未満	0	
選択	配置予定 技術者の 育成取組	若手技術者の配置	40 歳までの技術者	5	/5
			41 歳から 50 歳まで の技術者	3	
			上記以外	0	

※ 「同種・類似工事の施工実績」について、現場代理人、担当技術者及び共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は入札参加資格とは別に、総合評価においては従事経験に含まない。

(4) 地理的要件

					/15
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	本・支店、 営業所の 有無	本・支店、営業所 の所在の有無	愛南町内にあり	15	/15
			宇和島市内にあり	10	
			県内にあり	5	
			上記以外	0	

(5) 地域貢献度

					/20
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	災害協定 等に基づく活動実 績	過去5年間の災害 協定等に基づく活 動実績の有無	活動実績あり	5	/5
			活動実績なし	0	
選択	災害ボラ ンティア 活動実績	過去5年間の災害 ボランティア活動 実績の有無	活動実績あり	5	/5
			活動実績なし	0	
選択	土木施設 清掃美化 活動等へ の参加実 績	過去2か年度の土 木施設清掃美化活 動等への参加実績	5回以上の参加実績あり	5	/5
			5回未満の参加実績あり	3	
			参加実績なし	0	

選 択	地元企業 施工率	自社施工及び町内 企業(町内に本店 を有する企業)へ の下請け金額が占 める割合	割合が 70%以上である	5	/5
			割合が 35%以上 70%未満である	3	
			割合が 35%未満である	0	

別表第2(第5条関係)

2 評価項目等(実績確認型)

(1) 企業の施工能力について

				/50	
	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	同種・類似工事の施工実績	過去15年間の同種・類似工事の施工実績(工事内容に応じて設定)	同種工事の実績あり	10	/10
			類似工事の実績あり	5	
			上記以外	0	
選択	工事成績評定点	過去2年間の工事成績評定平均点	80点以上(他の模範となる優秀な工事)	20	/20
			75~80点未満(品質等に良好な工夫、取り組みが見られる工事)	15	
			70~75点未満(品質等に通常の工夫、取り組みが見られる工事)	10	
			65~70点未満(最低限の品質等が確保されている工事)	5	
			65点未満	0	
選択	優良工事表彰歴(過去5箇年)	優良工事の表彰履歴	2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	10	/10
			知事表彰、または四国地方整備局長表彰あり	5	
			なし	0	
選択	ISOマネジメントシステムの取組	県内事業所におけるISO9000シリーズ或いは14000シリーズの認証取得の有無	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得	5	/5
			ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得	3	
			どちらも取得していない	0	
選択	設備等施工体制	(鋼橋・PC橋・水門樋門工事で工場製作を伴う場合)製作工場の有無	県内にあり	5	/5
			県内になし	0	
		(作業船を用いる海上工事の場合)所有する作業船の有無	当該工事に要する能力以上の作業船を所有	5	
			上記以外	0	

※ 「同種・類似工事の施工実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は入札参加資格とは別に、総合評価においては施工実績に含まない。

(2) 配置予定技術者について

/25

	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	同種・類似工事の従事経験	過去15年間の主任(監理)技術者等としての同種・類似工事の従事経験(工事の内容に応じて設定)	同種工事の従事経験あり	10	/10
			類似工事の従事経験あり	5	
			従事経験なし	0	
選択	主任(監理)技術者等の保有する資格	保有する資格の有無	技術士、または一級土木施工管理技士	5	/5
			二級土木施工管理技士	3	
			上記以外	0	
選択	継続学習(CPDS)の取り組み	CPDSの取得単位数	50ユニット以上	5	/5
			40ユニット以上50ユニット未満	4	
			30ユニット以上40ユニット未満	3	
			20ユニット以上30ユニット未満	2	
			10ユニット以上20ユニット未満	1	
			10ユニット未満	0	
選択	配置予定技術者の育成取組	若手技術者の配置	40歳までの技術者	5	/5
			41歳から50歳までの技術者	3	
			上記以外	0	

※ 「同種・類似工事の施工実績」について、現場代理人、担当技術者及び共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は入札参加資格とは別に、総合評価においては従事経験に含まない。

(3) 地理的要件

	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	本・支店、営業所の有無	本・支店、営業所の所在の有無	愛南町内にあり	15	/15
			宇和島市内にあり	10	
			県内にあり	5	
			上記以外	0	

(4) 地域貢献度

/20

	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
選択	災害協定等に基づく活動実績	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	5	/5
			活動実績なし	0	
選択	災害ボランティア活動実績	過去5年間の災害ボランティア活動実績の有無	活動実績あり	5	/5
			活動実績なし	0	
選択	土木施設清掃美化活動等への参加実績	過去2か年度の土木施設清掃美化活動等への参加実績	5回以上の参加実績あり	5	/5
			5回未満の参加実績あり	3	
			参加実績なし	0	
選択	地元企業施工率	自社施工及び町内企業(町内に本店を有する企業)への下請け金額が占める割合	割合が70%以上である	5	/5
			割合が35%以上70%未満である	3	
			割合が35%未満である	0	

施工上配慮すべき事項

工事名：
商号又は名称：

評価対象	〇〇〇について
------	---------

項目	具体的な対応策

注意事項

- 1 本様式は、評価対象ごとに、資料・図面等を含めA4判で3ページ以内とすること。
- 2 文字は、10ポイント以上とし、できるだけ簡潔に記載すること。
- 3 作成に当たっては、Word形式で行い、提出すること。

※評価対象が複数ある場合は、評価対象毎に作成すること。

工程表 工事名： 商号又は名称：								
項目	単位	数量	月	月	月	月	月	備考
●工程管理に係る技術的所見								

注意事項

- 1 着目する項目と全体的な工事の実施手順や工期設定が分かるよう工程表を作成し、作成した工程表について技術的所見を記載すること。
- 2 作成に当たっては、Word形式で行い、提出すること。

品質管理に係る技術的所見

工事名：
商号又は名称：

評価対象	〇〇〇の品質管理について
------	--------------

項目	具体的な品質管理手法

注意事項

- 1 本様式は、評価対象ごとに、資料・図面等を含めA4判で3ページ以内とすること。
- 2 文字は、10ポイント以上とし、できるだけ簡潔に記載すること。
- 3 作成に当たっては、Word形式で行い、提出すること。

※評価対象が複数ある場合は、評価対象毎に作成すること。

様式第4号(第8条関係)
 企業の施工能力について

工事名
 商号又は名称

1 同種・類似工事の施工実績

工事名称等	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	(全体の金額を記入する)
	工期	年 月 日から 年 月 日まで
	受注形態等 (該当する□にレ印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率 %)
	同種・類似の別	
工事概要等		

2 工事成績評定点

直近2年度の工事成績評定平均点	点
-----------------	---

3 優良工事表彰歴

優良工事表彰歴 (過去5年間)	年度	工事(表彰)
--------------------	----	--------

4 ISOマネジメントシステム

ISOへの取組み	ISO9000シリーズを認証取得(年 月)
	ISO14000シリーズを認証取得(年 月)

備考

5 設備等施工体制

(鋼橋・PC橋・水門樋門工事で工場製作を伴う場合)製作工場の有無	
(作業船を用いる海上工事の場合)所有する作業船の有無	

備考

- 「1 同種・類似工事の施工実績」における各事項を証する書類については、(財)日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(CORINS)の竣工時工事カルテの写し(※契約書の写しは有効と認めない)とする。工事カルテ等により評価基準とする内容の区別ができない場合は、位置図・平面図・断面図・写真等必要書類を工夫して添付すること。なお、平成18年4月1日以降に完成した愛南町発注の工事に係るものにあつては、工事成績評定が65点未満の工事は実績として認めない。
- 同種工事と類似工事それぞれに実績がある場合は、同種工事を記載すること。また、同種・類似工事とも複数の実績がある場合は、直近の実績を記載すること。
- 「2 工事成績評定点」については、愛南町発注工事における当該年度を除く直近2年度の平均点を記載すること。なお、算定に加味した工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること(今回は、工事成績評定通知書の写しの添付不要)。また、当該年度を除く直近年度に65点未満の工事がある場合は、その工事も平均点の算定に加味すること。
- 優良工事表彰歴については、過去5年間における国土交通省四国地方整備局長表彰又は愛媛県知事表彰の表彰歴を記載すること。なお、表彰歴が複数ある場合は、直近の表彰歴を記載すること。また、記載した工事の表彰状の写しを添付すること。
- ISOについては、県内事業所において認証取得しているマネジメントシステムの取得年月日を記載すること。また、取得しているシステムの認定書の写し及び取得範囲がわかる資料を添付すること。

- 6 施工実績工事は、施工中も含む過去15年間の実績の中から公共工事を優先して、1件記載すること。

様式第5号(第8条関係)
配置予定技術者について

工事名
商号又は名称

氏名			
雇用年月日			
最終学歴・専攻(卒業年)			
監理技術者資格者証		交付年月日	年 月 日
		登録番号	
法令による資格・免許		1級土木施工管理技士(取得年及び登録番号) 技術士(取得年、登録番号)	
同種・類似工事の 従事経験の概要	工事名		
	発注者名		
	工事場所		
	契約金額	円	
	工期	年 月 日 から 年 月 日まで	
	工期受注形態等 (該当する□にレ印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率 %)	
	従事役職 (該当する□にレ印を付すこと。) ()に従事期間を記入すること	<input type="checkbox"/> 監理技術者 () <input type="checkbox"/> 主任技術者 ()	
工事概要等			

継続学習 (CPDS) の取組み	(年 月 末現在)	ユニット
配置予定技術者 の育成取組	(年 月 日現在)	歳

備考

- 1 配置予定技術者の資格・免許については、証明書の写しを添付すること。
- 2 配置予定技術者の同種・類似工事の従事経験における当該事項を証する書類については、(財)日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(CORINS)の竣工時工事カルテの写し(※契約書の写しは有効と認めない)とする。工事カルテ等により評価基準とする内容の区別ができない場合は、位置図・平面図・断面図・写真等必要書類を工夫して添付すること。なお、平成18年4月1日以降に完成した愛南町発注の工事に係るものにあつては、工事成績評定が65点未満の工事は実績として認めない。
- 3 継続学習(CPDS)については、愛媛県施工管理技士会が発行する証明書又は(社)全国土木管理技士会が発行するCPDS学習履歴証明書を添付すること。
- 4 施工実績工事は、施工中も含む過去15年間の実績の中から公共工事を優先して、1件記載すること。
- 5 配置予定技術者と企業との入札申込日以前3か月以上の恒常的な雇用関係を証明するための「健康保険被保険者証」の写しなどを添付すること。

様式第6号(第8条関係)

企業の地理的要件・地域貢献度について

工事名

商号又は名称

1 本・支店、営業所等の所在地等

所在地	
代表者名	
電話番号	
FAX 番号	

2 災害協定に基づく活動実績

活動実績 (過去5年間)	災害(活動日 年 月 日)
-----------------	---------------

3 災害ボランティアの活動実績

活動実績 (過去5年間)	災害(活動日 年 月 日)
-----------------	---------------

4 土木施設清掃美化活動等への参加実績

活動実績 (過去2年間)	災害(活動日 年 月 日)
-----------------	---------------

備考

- 1 本・支店について、所在地等の必要事項を記載すること。また、住宅地図等を利用し、記載した所在地の位置図を作成して添付すること(様式自由)。
- 2 災害協定に基づく活動実績は、災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛南町との間の協定に基づき活動した実績を記載すること。
- 3 災害ボランティアの活動実績は、災害時市町村に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて、災害ボランティアとして参加した活動実績について記入すること。
- 4 災害協定に基づく活動実績及び災害ボランティアの活動実績については、過去5年間における活動実績を記載すること。なお、活動の実績調書(様式第6号の1)を使用し、それぞれに活動実績がある場合は、別々に作成すること。
- 5 土木施設清掃美化活動等については、過去2年間における活動実績を記載すること。なお、活動の実績調書(様式第6号の2)を使用し、それぞれに活動実績がある場合は、別々に作成すること(町発注工事中の地域生活に密着したゴミ拾い、道路、港湾、河川清掃等のボランティア活動がある場合も活動実績に含める。)

様式第6号の1(第8条関係)

災害時における地域貢献活動の実績調書

災害協定に基づく(又は災害ボランティアの)活動実績

商号又は名称	
活動の概要	地域の災害復旧作業に従事
活動場所及び地区名	
活動日	年 月 日～ 年 月 日
活動人数	延べ 人(実 人)
使用機械等	延べ 台
その他	
<p>上記内容に相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>証明者(実施機関) 印</p>	

備考

- 1 活動日は、正確に記載すること。
- 2 災害協定に基づく活動実績及び災害ボランティアの活動実績のそれぞれに活動実績がある場合は、別々に作成すること。

様式第6号の2(第8条関係)

土木施設清掃美化活動等の実績調書

住所 氏名 (法人又は団体の場合は、 主たる事務所の所在地、商 号又は名称及び代表者名)	
活動の概要	
活動場所及び地区名	
活動日	年 月 日～ 年 月 日
活動人数	延べ 人(実 人)
使用機械等	延べ 台
その他	
<p>上記内容に相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>証明者 ⑩</p>	

備考

- 1 活動日は、正確に記載すること。
- 2 町主体の美化活動に限らず、地区内及び町外での清掃活動(官民間わず)、交通茶屋などすべての土木施設清掃美化活動に会社として参加していれば実績として認める。

地元業者施工率

工事名：
商号又は名称：

工事内容（工種）	施工の別（○印を付ける。）			概算金額 （千円）
	自社施工	下請け施工（一次）		
		町内業者	町外業者	
合 計				
施工率（%）				

注意事項

- 1 概算金額の記載については、税抜き価格を記載すること。
- 2 施工率の記載については、小数点以下第1位までとし、小数点以下第2位を切り捨てること。
- 3 提示内容を履行できなかった場合には、工事成績評定より5点を減点するとともに「愛南町建設工事等入札参加資格停止措置要綱」により処分することとする(変更設計等により、監督員の承認を得た場合にはこの限りでない。)